

平成16年3月18日
少年課

少年非行防止法制に関する研究会の設置について

1 研究会の目的

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」及び「青少年育成施策大綱」の決定を受けて、それらに掲げられた法制上の課題について具体的な解決策を検討し、その結果を「少年非行防止法制の在り方に関する提言」としてまとめ、関係省庁等に提言する。

2 研究会の設置及び今後の日程

生活安全研究会の分科会として設置し、3月23日に第1回を開催する予定。(おおむね1か月に1回開催し、平成16年9月頃までに提言をまとめるよう努力する。)

3 研究会の構成員

座長	前田 雅英	東京都立大学法学部教授
委員	相原 佳子	第一東京弁護士会少年法委員会副委員長
	川出 敏裕	東京大学法学部助教授
	小宮 信夫	立正大学文学部助教授
	高木 光	学習院大学法学部教授
	高橋 則夫	早稲田大学法学部教授
	村松 励	専修大学ネットワーク情報学部教授
	森嶋 昭伸	国立教育政策研究所生徒指導研究センター総括研究官
	山崎 晃資	東海大学教育研究所教授
	太田 裕之	警察大学校警察政策研究センター所長
	菱川 雄治	警察庁生活安全局少年課長

関係省庁等からのオブザーバーとしての参加も有り得る。

4 検討する事項

非行少年等の早期発見・早期保護を推進する上で警察の果たすべき役割と法的な位置付けを明確にする観点から、次の2点を中心に検討する。

- ・ 不良行為少年・要保護少年の早期発見・早期措置のための補導・保護法制の在り方
- ・ 非行少年の大多数を占める軽微事案に係る少年の処遇・再非行防止対策の在り方及び対策の中心となるべき地域社会の非行防止機能の回復のための法的枠組みの在り方